

## 一般社団法人 日本非破壊検査協会定款変更案

注1 変更案は、内閣府が作成した「定款の変更の案」に沿った規定内容とした。

注2 現行定款と変更案の比較のために、現行定款の章及び条項を一部前後して記載した。

(略記) 法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、社団法人日本非破壊検査協会という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田佐久間河岸67に置く。</p> <p>(支部) 第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的) 第4条 この法人は、内外における非破壊検査法の調査および非破壊検査法に関する研究を行い、技術水準の向上普及を図り、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 非破壊検査法に関する科学の研究 (2) 内外における非破壊検査法に関する調査 (3) 非破壊検査法に関する研究会および講演会の開催</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称)【法人法11条1項2号】 第1条 この法人は、一般社団法人日本非破壊検査協会という。英文では、The Japanese Society for Non-Destructive Inspection (略称「JSNDI」)という。</p> <p>(事務所)【法人法11条1項3号】 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的)【法人法11条1項1号】 第3条 この法人は、非破壊検査に関する学術及び科学技術の振興を図り、もって学術文化及び産業の発展並びに社会の安全・安心に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)【認定法2条4項、3条2項、】 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 非破壊検査に関する研究 (2) 非破壊検査に関する調査 (3) 非破壊検査に関する講演会の開催</p>	<p>法令に基づき、「社団法人日本非破壊検査協会」から「一般社団法人日本非破壊検査協会」に名称を変更すると共に英文名称を加えた。</p> <p>支部の扱いは、第9章委員会等の第42条に移行した。</p> <p>安全・安心という文言を加えた。</p> <p>事業内容を現事業に合わせて、より具体的に記述した。 また、2項において事業の実施区域を明確にした。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(4) 非破壊検査法に関する認証  (5) 機関誌および図書の刊行  (6) その他目的を達するために必要な事業</p> <p><b>第3章 会員</b></p> <p>(構成)  第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体会員により正会員として登録された者  (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体  (3) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人  (4) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体  (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者の中から理事会の議を経て評議員会が推薦した者</p>	<p>(4) 非破壊検査に関する奨励、助成  (5) 非破壊検査に関する機関誌の刊行  (6) 非破壊検査に関する標準化の推進  (7) 非破壊検査に関する教育、普及及び啓蒙  (8) 非破壊検査に関する認証  (9) 非破壊検査に関する図書及び試験片の頒布  (10) その他この法人の目的を達するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p><b>第3章 会員及び社員</b></p> <p>(構成)【法人法48条】  第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体会員の代表者  (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体  (3) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人  (4) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体  (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人</p> <p>2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員は、概ね正会員40人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。(端数の取扱いについては理事会で定める。)</p> <p>3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。</p> <p>6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、11月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の</p>	<p>正会員の基準のうち、団体会員については、「団体会員により正会員として登録された者」から「団体会員の代表者」に変更した。</p> <p>新たに代議員制を採用することとし、正会員の選挙によって選ばれた代議員を法律上の社員とした。2項以下は、内閣府公益認定等委員会が公開する、移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内の代議員制を採用する場合の定款の定めに基づいて記述した。</p> <p>* 上記、代議員制を採用するに当たり、従来からの評議員は、法律上の根拠がないため、廃止する。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
	<p>訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名</p> <p>(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位</p> <p>9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員選挙終了の時までとする。</p> <p>10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</p> <p>(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</p> <p>(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</p> <p>(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</p> <p>(5) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）</p> <p>(6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）</p> <p>(7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</p> <p>(8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</p> <p>(9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</p> <p>11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これに</p>	

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(入会)</p> <p>第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。 ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>第8条 この法人に入会し、会員になろうとする者は、入会金および会費を支払わなければならない。</p> <p>2 入会金及び会費に関する規程は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。</p> <p>3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第9条 会員は、別に定める権利を有する。</p> <p>(退会)</p> <p>第11条 会員で脱退しようとする者は、理由を付して脱退届けを提出しなければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。</p> <p>(1) 会費を滞納したとき (2) この法人の会員としての義務に違反したとき (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</p> <p>第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 脱退 (2) 禁治産又は準禁治産の宣告</p>	<p>よって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(会員の資格の取得)【法人法11条1項5号】</p> <p>第6条 正会員、団体会員、学生会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 名誉会員は、社員総会が推薦し、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(経費の負担)【法人法27条】</p> <p>第7条 名誉会員を除く会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、賛助会員及び学生会員は入会金を納めることを要しない。</p> <p>(任意退会)【法人法28条】</p> <p>第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出して任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)【法人法30条、49条2項】</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。</p> <p>(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(会員資格の喪失)【法人法29条】</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。 (2) 死亡し、又は団体が解散したとき。 (3) 1年以上、第7条の会費を滞納したとき。 (4) 総社員の同意があったとき。</p>	<p>評議員会を廃止することから、社員総会が推薦するものとした。</p> <p>会費滞納者を除名から会員資格の喪失に変更した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(3) 死亡又は失踪宣言 (4) 除名</p> <p><b>第5章 会議</b></p> <p>( 総会の議決事項 ) 第31条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。 (1) 事業計画および収支予算 (2) 事業報告および収支決算 (3) 財産目録 (4) その他理事会において必要と認めた事項</p> <p>( 会員への通知 ) 第34条 総会の議事の要領および議決した事項は、正会員に通知する。</p> <p>( 総会の招集 ) 第30条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2カ月以内に議長が招集する。 2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めるとき、いつでも招集することが出来る。 3 会長は、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に附議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。</p>	<p>2 代議員たる会員が、第8条、第9条及び第10条の第1項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。</p> <p><b>第4章 社員総会</b></p> <p>( 構成 ) 第11条 この法人の社員総会は、全ての社員をもって構成する。</p> <p>( 権限 )【法人法35条2項】 第12条 社員総会は、次の事項を決議する。 (1) 理事及び監事の選任及び解任 (2) 定款の変更 (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (4) 入会の基準及び会費並びに入会金の額 (5) 会員の除名 (6) 理事及び監事の報酬等の額 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>( 開催 )【法人法36条1項、36条2項】 第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>( 招集 )【法人法36条、38条】 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 議決権を有する総社員の5分の1以上の社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>( 議長 )【法人法54条】 第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p>社員とは、代議員をいう。</p> <p>通常総会の名称を法律上の名称である社員総会に変更した。社員総会の決議事項を定款の変更の案に従い列記した。なお、事業計画および収支予算については、法律に規定されていないために社員総会決議事項から除き、理事会承認事項(第35条)とした。また、事業報告は、社員総会への報告事項(第36条)とした。</p> <p>社員総会の開催時期を、事業年度終了後2ヶ月以内から3ヶ月以内に変更した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>第 32 条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。</p> <p>第 33 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否が同数であるときは議長の決するところによる。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 44 条 この定款は理事会、評議員会および総会において、それぞれの 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第 45 条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会において、それぞれの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>第 46 条 この法人の解散に伴う剰余財産は、理事会、評議員会および総会において、それぞれ 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする</p> <p>(議事録)</p> <p>第 35 条 総会、理事会および評議員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存する。</p> <p><b>第 4 章 役員および評議員</b></p>	<p>(議決権)【法人法 48 条】</p> <p>第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決議)【法人法 49 条】</p> <p>第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p> <p>(書面表決及び代理行使)【法人法 50 条、51 条】</p> <p>第 18 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。また、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したとみなす。</p> <p>(議事録)【法人法 57 条】</p> <p>第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p><b>第 5 章 役員等</b></p>	<p>解散の決議については、法令に基づき 4 分の 3 以上からを 3 分の 2 以上に変更した。</p> <p>役員の選任は社員総会事項となる。</p> <p>法令により社員総会の決議方法として、他の社員を代理人として議決権を行使できるほか、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できるようにした。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(役員および評議員)</p> <p>第14条 この法人には、次の役員および評議員を置く。</p> <p>理事 15名以上20名以内(うち会長1名、副会長1名または2名)</p> <p>監事 2名</p> <p>評議員 50名以上100名以内</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第15条 この法人の役員は、総会で選任する。</p> <p>2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第16条 役員を選挙に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第17条 会長は、この法人の事務を統括し、この法人を代表し総会、評議員会および理事会の議長となる。</p> <p>第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。</p> <p>第19条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事務を議決し、執行する。</p> <p>第20条 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	<p>(役員の設置)【法人法60条2項、61条、65条3項、90条3項、91条1項2号】</p> <p>第20条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上20名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。</p> <p>3 前項の会長及び副会長をもって、法人法上の代表理事とする。</p> <p>4 会長及び副会長以外のすべての理事を業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任)【法人法90条3項】</p> <p>第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限)【法人法84条、91条、92条】</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)【法人法99条1項、2項】</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>代表理事及び業務執行理事を規定した。</p> <p>なお、法令に根拠がない評議員は廃止する。</p> <p>会長、副会長及び業務執行理事の選定について明記した。</p> <p>法令で定められた、理事の業務執行状況の報告義務について明記した。</p> <p>法令で定められた監事の職務及び権限について明記した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>( 役員の任期 )</p> <p>第21条 この法人の役員の任期は、2年とする。</p> <p>2 任期は、就任した通常総会から翌々年の通常総会までとする。</p> <p>3 会長及び副会長を除く役員は、連続2期を超えない範囲での再任を妨げない。</p> <p>4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p> <p>( 役員の解任 )</p> <p>第22条 役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合には、その任期中といえども総会および理事会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>( 役員の報酬 )</p> <p>第23条 役員は、有給とすることができる。</p> <p>2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。</p> <p>( 評議員 )</p> <p>第24条 評議員は、正会員のうちから正会員の選挙により選任する。ただし、会長は、支部長を評議員として選任することができる。</p> <p>2 評議員の選挙に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>3 評議員は、役員を兼ねることができない。</p> <p>4 評議員には、第21条及び第22条の規程を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>( 評議員の職務 )</p> <p>第25条 評議員は、評議員会を組織し、この定款で別に定めるもののほか、会長または理事会からの諮問事項その他重要事項を評議決定する。</p> <p>( 評議員会 )</p> <p>第29条 評議員会は、会長または理事会が必要と認める場合および評議員現在数の5分の1以上の請求があった場合、議長が招集する。</p>	<p>( 役員の任期 )【法人法66条、67条、75条1項】</p> <p>第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。</p> <p>2 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>( 役員の解任 )【法人法70条1項、49条2項】</p> <p>第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>( 役員の報酬 )【法人法89条、105条1項】</p> <p>第26条 理事及び監事は、無報酬とする。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>( 役員に対する損害賠償責任の一部免除 )【法人法111～114条】</p> <p>第27条 この法人は、役員に対する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>( 顧問及び参与 )</p> <p>第28条 この法人に顧問10名以内及び参与25名以内を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから、理事会において、任期を定め選任する。</p> <p>3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、意見を述べる。</p> <p>4 参与は、この法人の業務の処理に関して理事の諮問に応える。</p> <p>5 顧問及び参与は、理事会の決議によって解任することができる。</p> <p>6 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>* 会長及び副会長の任期は、役員選挙規則による。</p> <p>理事会決議による役員に対する損害賠償責任の一部免除について明記した。</p> <p>協会内外での活動において元役員からの意見具申を得られるよう、新たに顧問及び参与を設けた。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、評議員現在数の2分の1以上出席し、その出席評議員の過半数の賛成で決める。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任状を提示したものは、出席者とみなす。</p> <p><b>第5章 会議</b></p> <p>(理事会)</p> <p>第27条 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在数の3分の1以上、または監事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、7日以内にこれを招集しなければならない。</p> <p>(理事会の定足数等)</p> <p>第28条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の3分の2以上出席し、その出席理事の過半数で決し、可否が同数であるときは、議長の決するところに従う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 総会、理事会および評議員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。</p> <p><b>第6章 資産および会計</b></p>	<p><b>第6章 理事会</b></p> <p>(構成)【法人法60条2項】</p> <p>第29条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)【法人法90条2項】</p> <p>第30条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(招集)【法人法93条1項】</p> <p>第31条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。</p> <p>(決議)【法人法95条1項、2項】</p> <p>第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)【法人法95条3項】</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p><b>第7章 資産及び会計</b></p>	<p>* 理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。</p> <p>法令の定めにより、議事録署名人を会長、副会長及び監事とした。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(会計年度) 第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(資産の構成) 第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。  (1) 別紙財産目録記載の財産  (2) 入会金および会費  (3) 事業に伴う収入  (4) 資産から生ずる果実  (5) 寄附金品  (6) その他の収入</p> <p>(資産の種別) 第37条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。  基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産編入される資産で構成する。  運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理) 第38条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託するか、あるいは確実な銀行に定期預金として、会長が保管する。  第39条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することが出来る。  第40条 この法人の事業計画書およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、会長が編成し、理事会の議決並びに評議員会および総会の承認を受け、文部大臣に届けなければならない。  ただし、総会の招集が困難なときは、これを招集することを省略するこ</p>	<p><b>(事業年度)【法人法11条1項7号】</b>  第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p><b>(事業計画及び収支予算)</b>  第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。  2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p><b>(事業報告及び決算)【法人法123条~127条】</b>  第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。  (1) 事業報告  (2) 事業報告の附属明細書  (3) 貸借対照表  (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)  (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書  (6) 財産目録  2 前項の書類のほか監査報告を、主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p>	<p>法令の定めにより、事業計画書及び収支予算書については、理事会承認とした。</p> <p>法令の定めにより、事業報告は社員総会での報告事項とした。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>とが出来る。この場合は、次の総会で承認を受けるものとする。</p> <p>事業計画およびこれに伴う収支予算を変更したときも同様とする。</p> <p>第41条 この法人の収支決算は、会計年度終了後2カ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、ならびにその年度における事業の状況、処務の概要、財産の増減の理由および会員の異動状況の報告書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決ならびに評議員会および総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>第42条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。</p> <p><b>第7章 定款の変更ならびに解散</b></p> <p>（定款の変更）</p> <p>第44条 この定款は理事会、評議員会および総会において、それぞれの3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>（解散）</p> <p>第45条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会において、それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>第46条 この法人の解散に伴う剰余財産は、理事会、評議員会および総会において、それぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。</p>	<p><b>第8章 定款の変更及び解散</b></p> <p>（定款の変更）【法人法146条】</p> <p>第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>（解散）【法人法148条】</p> <p>第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>（剰余金）【法人税法施行令第3条第1項】</p> <p>第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>（残余財産の帰属）【法人税法施行令第3条第1項】</p> <p>第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>39条、40条には、一般法人のうち「非営利を徹底した法人（収益事業のみ課税）」となる要件を明記した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p>(職員)</p> <p>第 26 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>	<p><b>第 9 章 委員会等</b></p> <p><b>(委員会)</b></p> <p>第 41 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員長は、理事会が選任する。</p> <p>3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>4 委員会は、法令及びこの定款並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。</p> <p><b>(支部)</b></p> <p>第 42 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を設置することができる。</p> <p>2 支部長は、理事会が選任する。</p> <p>3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>4 支部は、法令及びこの定款並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。</p> <p><b>第 10 章 公告の方法</b></p> <p><b>(公告の方法)【法人法 11 条 1 項 6 号、331 条】</b></p> <p>第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p> <p><b>第 11 章 事務局</b></p> <p><b>(設置等)</b></p> <p>第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。</p>	<p>法令の定めにより、公告の方法を規定した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由
<p><b>第8章 補則</b></p> <p>第47条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>1. 従来非破壊検査法研究会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。</p> <p>2. この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p><b>附則（昭和48年7月7日）</b></p> <p>1. この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。</p> <p>2. この定款の変更により、新たに設けられた評議員により初めて理事を互選する場合に限り、その理事のうちの半数の任期は、第22条にかかわらず1年とする。</p> <p><b>附則</b></p> <p>1. この定款の変更は、昭和56年2月1日から施行する。</p> <p>2. 変更後の定款第5条の会費の規定は、昭和56年度から適用する。</p> <p><b>附則</b></p> <p>1. この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日から施行し、平成8年4月1日から適用する。</p> <p>2. 第43条の規定にかかわらず平成8年2月1日から平成8年3月31日までについては一期として決算を行う。</p>	<p>4 前項以外の職員は、会長が任免する。</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。</p> <p><b>第12章 補則</b></p> <p><b>（細則）</b></p> <p>第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長、副会長及び業務執行理事は、以下のとおりとする。</p> <p>会長 横野泰和 副会長 平尾雅彦、井上裕嗣 業務執行理事 竹中克己、廣瀬壮一、脇部康彦、田中秀秋、望月正人、塚田和彦、飯田敏行、中村和夫、野村友典、荒川敬弘、森本量也、向井一弘、村田頼信、相山英明、三原 毅、岡 賢治、阪上隆英</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>4 定款の施行後、最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。</p>	<p>最初の代議員の選出について明記した。</p>

現行定款	定款変更案	主な変更理由